

# 失効取消取扱特約条項

## ご加入者のみなさまへ

この“失効取消取扱特約条項”は、ご契約についての大切なことが記載されていますので、主契約の“ご契約のしおり 約款”とあわせて、ぜひ、ご一読のうえ、ご保存・ご利用くださいますようお願いいたします。

なお、わかりにくい点などございましたら、団体（ご契約者）もしくは巻末でご案内の相談コーナーへお申し出ください。

# 失効取消取扱特約条項

## 第1条（特約の適用）

当社は、契約日が2023年10月1日以前の保険契約に、当社の定める範囲で、この特約を付加し、この特約に定めるとおり取り扱います。

## 第2条（用語の定義）

この特約条項において使用される用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
主約款	この特約を付加した保険契約に適用される普通保険約款のことをいいます。
失効	第2回以後の保険料が、主約款に定める猶予期間内に払い込まれないことにより、保険契約が効力を失うことをいいます。
失効日	保険契約が失効した日をいい、主約款に定める猶予期間の満了日の翌日となります。
失効取消可能期間	失効日からその日を含めて2カ月間をいいます①。
保険金等	主約款および特約条項に定める支払事由に該当した場合に支払われる保険金、給付金、年金などの給付のことをいいます。

## 第2条 備考

- ① たとえば、失効日が3月1日の場合、3月1日から4月30日までの期間をいいます。

## 第3条（失効取消）

① 保険契約が失効した場合であっても、次の各号のすべてを満たしたときには、主約款の規定にかかわらず、失効日にさかのぼって、保険契約は失効しなかったものとします。

1. 保険契約者が、失効取消可能期間中に未払込保険料①を払い込むこと
  2. 失効日が2023年10月1日以降であること
  3. 保険契約者が、失効に伴う返戻金を請求していないこと
- ② 失効取消可能期間中に、保険契約が失効していなければ保険金等の支払事由または保険料の払込免除事由が発生していた場合で、第①項の規定により失効が取り消されたときには、当社は、主約款または特約条項②の規定にしたがって、保険金等を支払い、または保険料の払込みを免除します。この場合、主約款に定める請求日が失効の取消日③よりも前であったときには、失効の取消日を請求日として取り扱います。

## 第3条 備考

- ① 保険契約がそれ以後継続することのない事由（被保険者の死亡、保険期間の満了等）が失効取消可能期間中に発生した場合は、その事由が発生した日の属する月までの未払込保険料とします。
- ② この特約を付加した保険契約に付加されている特約の特約条項をいいます。
- ③ 第①項の規定により未払込保険料が払い込まれた日をいいます。

## 第4条（保険契約の復活）

保険契約が失効した場合、保険契約者は、主約款の規定により保険契約の復活を請求することができます。ただし、主約款の規定にかかわらず、次のとおり取り扱います。

1. 保険契約の復活を請求できるのは、第2条に定める失効取消可能期間の満了日の翌日以降に限ります①。
2. 保険契約の復活を当社が承諾した場合に、保険契約者が当社に払い込むのは未払込保険料のみとします②。

## 第4条 備考

- ① 保険契約者は、主約款の規定にかかわらず、失効取消可能期間中は、主約款に定める保険契約の復活を請求することはできません。
- ② 未払込保険料に係る利息については、払込みを要しません。

## 第5条（解約）

保険契約者は、この特約のみを解約することはできません。

## 相談コーナーご案内

お問い合わせやご相談にご利用ください

団体保険第二グループ

〒171-0033 東京都豊島区高田 3-35-1 明治安田生命事務センタービル4F

☎ 03-3590-4088

団体事務サポートグループ

〒171-0033 東京都豊島区高田 3-35-1 明治安田生命事務センタービル4F

☎ 03-3590-4457

## 明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1  
TEL 03-3283-8111 (大代表)